

令和3年2月1日

◎桑名委員長 それではただいまから新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

◎桑名委員長 本日の委員会の日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。それでは、議題に入りたいと思います。

初めに、先日の委員会において、岡田委員から、議発による条例の制定について一度会派に持ち帰って検討するとの話がありましたので、会派での検討結果についてお聞きをしたいと思います。

◎岡田委員 会派として文書にまとめてありますので、事務局に配っていただきます。

(事務局配付)

◎桑名委員長 岡田委員、説明をお願いいたします。

◎岡田委員 文書のほうはまた、御覧いただきたいと思いますが、基本的なスタンスを書いてあります。

それで、新型コロナウイルス感染症対策に向けた有効な施策が必要なことは論を待たないわけですが、条例制定に当たっては、先日の1月27日の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会において、執行部では条例をつくる考えはないという表明がありました。県民の皆さん方に御協力いただいて、一定の効果も確認されていて、特に感染症に対する条例がないと何かできないというわけではないという御説明でした。

ただ、私たちはこれで県の施策が十分だとは決して考えておりません。むしろ不十分だと考えていまして、資料に一、二とありますけれども、県民の立場に立った条例が必要だと考えています。

二のほうから言いますと、やっぱり県民の要望と現状に沿って県の果たす役割を明確にする条例制定が必要だという考えです。ただ、一のほうに記載していますが、今国会で感染症法、特措法の改正が議論されていますけれども、罰則の問題等が大きな論点となっていますし、これを受けて条例をつくるとなると、県民の責務だとか義務だとか、自己責任に関わる問題を盛り込むのはいかがなものかと考えております。

ましてや罰則を含むものであってはならないと考えていまして、先日参考資料として配っていただいた他県の条例等を見ましても、やはり県民の責務とかいうことも含まれていますし、あるいは事業者の責務とか県の責務等もありますが、やはり県民の責務、自己責任等に係るものは必要ないという考えです。

そういう点では、条例に対する基本的なスタンスと申しますか認識といったところで、

皆さんと一致するという思いを持っているところです。基本的なスタンスはそういうこと
でございます。

◎桑名委員長 今、岡田委員から御説明がありましたけれども、それに対して何か御意見
はございませんでしょうか。

◎大石委員 今、いろいろ御意見をいただきまして、基本的に条例をつくる必要性につい
ては一致はしたんじゃないかと思いますが、一方で、委員会でやるとしたら、議論をして
全会一致で出すのが基本になると思います。

まだ中身の議論が始まってない段階で、かなり細かいところまで共産党の基本姿勢を打
ち出していただけていますが、ここを基本にスタートすることにはならないということも、
一方では考えておかないといけないと思います。全員で議論を始めるのであればいいんで
すが、そういう意味では、あくまでも中身の議論はこの後の委員会に任せたいと思います。

◎西森委員 今、共産党から見解が出されましたけれども、条例を議員提案でという方向
性は確認されておるんですが、先ほど大石委員からも話があったように、具体的な中身に
関しては一切まだ議論もしてないわけですね。

県民の責務であるとか事業者の責務、県の責務、そういったことを盛り込むのかどうか
というところも全くもってこれからという中で、それが含まれると賛成できないというス
タンスだと思うんですが、そこは、今後どういう内容にするのかを各党派で検討していき、
途中段階で、やっぱりちょっとこういう方向だとうちは乗れないということであれば、そ
の時点で共産党は外れるという形もありなんじゃないかと。まだ実際どんな内容になるか
も全く議論されていない状況だと思いますので、その辺りも含めて、最初の段階からそこ
には参加できないという考えだということなんですかね。

◎岡田委員 条例をつくる議論そのものに反対してはなくて中身として、今まで
出された資料を参考にしたいという中で、幾つか項目を特化して、これは施策としてやっ
てほしいというような中身の資料もありましたが、おおむね県の責務だとか県民の責務だ
とかいうものがありましたので。そういうことが含まれるものは賛同できないということ
で、皆さんの基本的な条例の考え方と一致するのかということを考えて文章にしたんです
が、議論そのものに参加しないというわけではありません。

◎土居委員 共産党の御意見は分かったんですが、要は県の責務のみの条例というふうに
受け止めるんですけど、そういうことをイメージされているのですか。

◎岡田委員 参考の資料の中でも、幾つか緊急に県に求めるということで、条例化してい
るところもあったように見ました。県民の思いを県政に届ける、それをやっていただく
という中身にすべきだと考えているところです。

◎土居委員 この資料の中にも、感染症対策は国民の納得と合意、十分な補償、社会的連
帯によって進められるべきという文言があるんですが、社会的連帯というものを醸成して

いくためには一定条例で、県民であったり事業者の努力というものを盛り込んでいくことが必要になると思うんですけど、その点はどう考えますか。

◎岡田委員 今、政治に対する信頼がちょっと揺らいでいると思っていて、そういう点で、県民に責務をいわゆる押しつけてという言葉は、きついかもしれませんがどうか。やはり県民の思いを県政に届けて、それにしっかりと取り組んでいただくというものにするべきだと考えているんです。それで全体の連帯がとれるかということは議論になると思いますが。

◎大石委員 大体おっしゃることは分かりました。確認ですけれども、さっきから言葉の最後にこれが受け入れられるのかなみたいな発言があると思うんですが、これを我々が受け入れてここを前提にして議論をスタートしないと、そもそも議論に参加しないという意味ですか。

◎岡田委員 そういう意味ではなく、どういう議論になるか分かりませんが、私たちはこういうスタンスで対応していきたいと。

◎梶原委員 議論に参加しないつもりはないということですが、結局議論に参加することは、当委員会でも議論して制定に向けて全会一致をもって取り扱うべきことです。逆に全会一致でなければ、それぞれの議員なり会派が議発で提出し、それを本会議で議論するということになるので、先ほどからお聞きしていると多分意見が合わないというか、前回は共産党会派以外は、今、議会側から出すことが、執行部が県民にある一定お願いをしなければならぬ場合においても、県民の代表である議会から出た条例に基づいてという利点もあると。

執行部が条例をつくる考えがないというのも私の認識と違って、現時点で県民に対していろんな協力をお願いをして感染者も減っている中で、ある一定行動とか活動の制限をお願いしなくちゃならないような条例が現時点ではないということですから。今後感染者が増えたら、また県の条例制定、いろんな細部に至る条例なんかも考える必要があるというのはこの間も言ったし、今12県で条例ができていっている中で、これが都道府県ほとんどでできたらしっかりと高知県も考えないといけない。条例がないというのも現時点ではないということで、その認識も違う。

科学的根拠に基づく説明についても、世界中で治療にしろワクチンにしろ、一生懸命それぞれの機関がそれぞれの立場で研究もしながらやっっている中で、一地方自治体に科学的根拠に基づく説明ができるのかといえばそれははっきりと不可能ですから。不可能なら、やらないということにもなりませんし、安心して治療・療養ができる体制についても、いくら体制を一生懸命頑張るといっても、それ以上に感染者の数が増えたらその体制がとれないわけですから、そういう場合は、やはり県民に対して感染の拡大の防止のお願いもしなくちゃならない。そこは、先ほどから言われている県だけに責務を課す条例というのと

は認識が違うので、いくら言っても多分共産党とは条例の内容については合わない。

議論は議論で、どこかの会派が議発で条例を提出したときに議会でしっかり議論するというので、あくまで特別委員会という正式な委員会で議論するには全会一致が基本ですから、もう、当委員会でやるべきかどうかも含めて今日やっぱり結論を。前回から今日は全会派が乗れるかどうかを聞く日にしていますので。

◎桑名委員長 大体、岡田委員の御説明の趣旨は分かりました。それで、これからこの見解を基に議論をするということも、特別委員会としてはちょっとできないのかなと私は考えております。

これがのめなければ離脱するかどうかということは今御返事いただかないと、この条件をもって議論を進めることはできないと思いますので、そこのお考えをお願いします。

◎岡田委員 全会一致をもってということになるとやっぱり不一致になると感じます。

◎桑名委員長 分かりました。そしたらそういったことで合意を得ることができませんでした。

特別委員会としては、条例制定に向けた検討はしないということとし、この件に関しては以上で終了いたしたいと思います。

よろしいですか。その他何か協議することはございませんか。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。なお、次回の委員会につきましては、令和3年度当初予算等における新型コロナウイルス感染症対策の概要についてを議題とし、2月16日火曜日、午後1時から開催したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、次回の委員会は、2月16日火曜日、午後1時から開催しますので、よろしく願いいたします。

これで本日の委員会は閉会いたします。

(10時12分閉会)